別 表

項目	条件例文	留 意 事 項
一般的		1 申請書の記載事項として明らか
事項		にされる「支障木の伐採」等の関連
		行為について、その内容が妥当な
		ものであると認められる場合は、
		下記留意事項で特に付すこととし
		ているものを除き、条件は付さな
		いものとする。
		2 下記の例文以外の条件を付す必
		要がある場合は、法第16条第4項
		において準用する法第 10 条第 10
		項の主旨に留意すること。
		3 2項目以上の条件を付す場合
		は、下記の例文の順序を参考とす
		ること。
		4 下記の例文は、特別地域におけ
		る申請を対象としているので、特
		別保護地区における申請の場合
		は、「風致の保護上」とあるのは
		「景観の保護上」と書き換え、普通
		地域における申請の場合は
		「風景の保護上」と書き換えて用
		いること。
		5 年月日には元号を付けることと
		する。また、月末を表す場合には、
		「30 日」「31 日」等を用い、「末日」
		は用いない。
(1)	工事の施行期間は、△年	1 工事の施行を伴う申請につい
期間の	△月△日から△年△月△日	て、国定公園の保護又は利用上、工
限定	までとすること。	事の施行を一定の期間に限定する
		必要がある場合に用いる。
		2 「△年」は、工事が数年にわた
		り、かつ毎年同一時期に工事の施
		行期間を限定する必要がある場合
		には、「毎年」とする。

	I	
(2)	ア 支障木の伐採は、必要最	工事の施行に伴い伐採される支障
支障木の	小限とすること。	木がある場合に用いる。
処理	イ 支障木のうち移植可能	1 移植可能であり、かつ移植すべき
	なものは、○○に移植す	支障木がある場合に用いる。
	ること。	2 ○○には、「敷地の道路側」「建築
		物の南側」等移植すべき場所を具
		体的に記載する。
		3 必要に応じて、アと組み合わせて
		用いる。
		(例)
		支障木の伐採は、必要最小限と
		するとともに、移植可能なもの
		は・・・・
(3)	ア 他法令の許認可等につ	
施行上の	いては、適正な手続きを	
注意	行うこと。	
	イ 工事の施行に当たって	1 山岳地等の急傾斜地における工
	は、○○の谷側に編柵を	事の場合に用いる。
	設ける等の措置を講じて	2 ○○には、「道路」等工作物の種
	土石を崩落させないこ	類を具体的に記載する。
	と。	
	ウ 工事の施行に当たって	河川又は湖沼に、土砂、濁水等が流
	は、(汚濁防止膜/沈澱	出するおそれがある場合に用いる。
	池)を設置する等の措置	
	を講じて周辺水域に(土	
	砂及び濁水/濁水)を流	
	出させないこと。	
	エ 工事に携わる作業員等	多数の作業員が、工事現場及びそ
	工事関係者に対しては、	の周辺に出入りするような工事を伴
	植物の採取、野生動物の	う場合に用いる。
	捕獲、ごみの投棄等風致	
	の保護上好ましくない行	
	為を行うことのないよう	
	作業員心得を作成し、こ	
	れを遵守させること。	
l		

(4) 工作物等 の意匠

- ア ○○には、自然石又は自 然石に模したブロックを 使用すること。
- イ ○○は、自然石に模した 表面仕上げとすること。
- 1 コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。
- 2 ○○には、「擁壁」「堰堤」等対象 を具体的に記載する。
- 3 対象が、石積み又はブロック積み の場合はアを、コンクリート造り 又は石積み等との併用の場合はイ を用いる。

ウ○○の色彩は、

- ××(色)系統とする
 こと。
- ② 知事の指示に従うこと。
- ③既存部分と同一配色と すること。
- 1 人工の構造物が風致に及ぼす支 障を軽減するために、建築物等の 色彩を指定する必要がある場合に 用いる。
- 2 ○○には、「屋根」「外壁」「増築 する建築物外部」等対象を具体的 に記載する。
- 3 色彩を指定する場合は①を用い、 具体的に指定する必要がある場合 は「××色とすること。」として差 し支えない。

また、細部の調整が必要な場合 は②を用い、増築又は改築の場合 には③を用いる。

(5)残土、廃材の処理

(残土/既存○○の撤去に伴う廃材)は、

- ① 国定公園区域外に搬出すること。
- ② 申請書添付「△△図」 記載の位置において 風致の保護上支障の ないよう処理するこ と。
- 1 工事の施行に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合又は既存施設の撤去によって廃材が生じる場合であって、国定公園区域外への搬出を指定する場合は①を用いる。
- 2 残土又は廃材は、国定公園区域外 へ搬出することが望ましいが、現 場の状況等により、国定公園区域 外への搬出が合理的でない場合で あって、特別地域内で風致に支障

) ¬ (¬)) . ,) , ,
		を及ぼすことなく処理できる場合
		には②を用いる。また、普通地域内
		で処理する場合には、②の「風致の
		保護上支障のないよう」を「適切
		に」と置き換えて用いる。
		3 ○○には、「倉庫」「電柱」等撤去
		する工作物を具体的に記載する。
		4 「△△図」には、添付図面の名称
		を記載する。
		5 残土及び廃材の両方を処理する
		必要がある場合には、「残土及び既
		存○○の撤去に伴う廃材は、」とし
		て一括して差し支えない。
		6 必要に応じて(8)緑化と組み合
		わせて用いる。
		(例)
		残土は、申請書添付「△△図」記
		載の位置において風致の保護上支
		障のないよう処理するとともに、
		当該□□には、張芝、種子吹付等に
		より・・・・
		(□□には、「土捨場」「残土処理場」
		等申請書に用いられている名称を
		記載する。)
(6)	ア○○は、△年△月△日ま	1 特に期限を決めて公園施設の一
建築物等	でに撤去すること。	部を撤去させる必要がある場合に
の撤去		用いる。
		2 ○○には、「付帯避難小屋の全部」
		「既存宿舎の一部」等撤去する工
		作物及びその範囲を具体的に記載
		する。
		3 (1)-3参照のこと。
		4 必要に応じて、(7)跡地の整理及
		び(8)緑化と組み合わせて用い
		る。
		(例)
<u> </u>		

	イ 工事に伴う仮工作物は、 行為完了後直ちに撤去す ること。	当該○○は、△年△月△日まで に撤去し、跡地は、風致の保護上支 障のないよう整理するとともに、 当該地域に生育する・・・・ 1 工事に仮工作物の設置が伴う場 合に用いる。 2 アー4参照のこと。
(7) 跡地の 整理	○○跡地は、風致の保護 上支障のないよう整理する こと。	 工事完了後、工事箇所又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。 ○○には、「既存建築物撤去」「工事施行」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) ○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する・・・・
(8) 緑化	ア ○○には、 ① 当該地域に生育する 植物と同種の植物により ② 張芝、種子吹付等により 緑化を行うこと。	 工事に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。 ○○には、「建築物の北側」「切土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に・・・・」のように用いる。 ①の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えても差し支えない。

		4 緑化には、当該地域周辺より供給 された種苗(移入種を除く)を用い
		ることを基本とするが、当該地域
		周辺からの種苗の供給が困難な場
		合は同種の植物を用いる。
		また、早期に緑化が必要な場合、
		又は、現場の自然環境等の状況で
		やむを得ない場合は②を用いる。
		5 必要に応じて、(5)残土、廃材の
		処理、(6)建築物等の撤去、(7)
		跡地の整理と組み合わせて用い
		る。
		(例文は各項目を参照のこと。)
	イ ○○には、当該地域周辺	1 工事が、特別保護地区、第1種特
	より供給された種苗(移	別地域等自然環境保全上特に重要
	入種を除く)により緑化	な地域において施行される場合で
	を行うこととし、緑化工	あって、表土等を緑化工に使用す
	の施工に当たっては(工	る必要がある場合に用い
	事の施工/土石の採取)	る。
	に伴い切り取られる(表	2 アー2参照のこと。
	土/表土及び植物)を使	
	用すること。	
	ウ モルタル吹付の前面に	通常の緑化工では法面の崩壊が
	は、ロックネット等を設	防止できないため、やむを得ずモル
	置したうえ、つる性植物	タル吹付を認める場合であって、風
	を植栽し、緑化すること。	致の保護上前面を植物により隠ぺい
		する必要がある場合に用いる。
(9)	○○の入り口には、当該	工事用道路等への一般車の乗り入
維持管理	道路の目的を明記した標識	れにより、風致の保護上著しい支障
	を掲出する等、一般車の乗	が生ずると予想される場合に用い
	り入れを制限する措置を講	る。
	ずること。	
(10)	ア 〇〇の進捗状況につい	1 工事が長期にわたる場合であっ
報告	て、カラー写真を添え、	て、その進捗状況を把握しておく
	××ごとに、熊本県知事	必要がある場合に用いる。
	(△△) に報告すること。	2 カラー写真の添付は、特に必要な

		場合に求めることとし、それ以外
		一場合に水のることとし、それ以外 の場合はカラー写真を添え、」を削し
		除すること。
		3 ××には、「1年」「半年」「四半
		期」等と記載する。
		4 △△には、所属名を記入する。
	イ 行為完了後、(第○項及	1 風致の保護のため、条件の履行状
	び第○項/前○項)の履	況を確認する必要がある場合に用
	行状況について、カラー	いる。
	写真を添え、熊本県知事	2 アー2、4参照のこと。
	(△△) に報告すること。	
	ウ 毎年4月30日までに、	1 宿舎、野営場、スキー場等で、施
	前年度分の月別利用者数	設の利用者数を把握しておく必要
	(と平均滞在日数)に関	がある場合に用いる。ただし、分譲
	する調書を、熊本県知事	型ホテル等にあっては、別に定め
	(△△)に提出すること。	る条件例文を用いる。
		2 上記事業に係る当初認可におい
		ては、原則として付すものとする。
		3 アー4参照のこと。
(11)	△年△月△日までに施設	1 利用施設について、国定公園の利
施設の	の供用を開始すること。	用上、供用開始の時期を特に事業
供用開始	·	者に義務づける必要がある場合に
		用いる。
		2 従業員宿舎、管理棟等の管理のた
		めの施設の工事の場合には指定し
		ない。
		3 運輸施設又は道路法による道路
		に関する公園事業の場合は、指定
		しない。
		U'4 V 10